葛飾区認可外保育施設に対する指導監督要綱

5 葛子施第570 号
令和５年９ 月 29 日
区長決裁

（趣旨）

第１条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき葛飾区が実施する認可外保育施設に対する指導監督について、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条 この要綱に基づく指導監督は、法第６条の３第９項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第１項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業であって、法第 35 条第３項の規定による届出をしていないもの若しくは法第 34 条の 15 第２項若しくは法第 35 条第４項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第１項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第１項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）を対象とする。

（指導監督の事項）

第３条 この要綱に基づく指導監督は、認可外保育施設に入所している児童の福祉のため必要と認められる範囲内で、別表１に定める葛飾区認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）により行うことを原則とする。ただし、１日当たりの入所児童数が５人以下の場合又は他の事業実施要綱等で施設等の基準等が定められている認可外保育施設であって、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認めた場合は、指導監督基準の一部又は全部を適用しないことができる。

（事前指導）

第４条 区長は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があった場合又は関係機関等から新規開設の情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨、内容等を説明し、指導監督基準の遵守を求める。

（開設等の届出）

第５条 認可外保育施設の設置者は、認可外保育施設を設置したときは、直ちに別に定める様式により、当該認可外保育施設の開設の届出を区長に提出しなければならない。

２ 前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又は保育事業を休止し、若しくは廃止するときは、区長に届け出なければならない。

３　区長は、前２項の規定による求めに応じない者がある場合又は虚偽の届出を行った者がある場合は、法第 62 条の４の規定に基づき、裁判所へ過料事件の通知を行うことができる。

（施設の把握）

第６条　区長は、関係機関等の協力を得て、葛飾区内（以下「区内」という。）に所在する認可外保育施設の把握に努める。

（報告徴収）

第７条　区長は、区内の認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、少なくとも年１回以上、定期的に、回答期限を付して、認可外保育施設の運営状況等必要な事項について報告を求める。

２　区長は、認可外保育施設が次の各号に該当する場合は、速やかに、当該施設の設置者又は管理者に対し、当該各号に規定する書類により報告を求める。

⑴　当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等重大な事故が生じた場合　当該事故の概要等を記載した書類

⑵　当該施設に 24 時間かつ１週間のうちおおむね５日程度以上入所している児童がいる場合、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を記載した書類

３　前２項に規定する場合のほか、区長は、児童の処遇上の観点から認可外保育施設に問題があると認められる場合は、必要に応じて、随時に報告を求める。

（立入調査の実施）

第８条　区長は、原則として毎年度１回以上、別に定める計画に基づき、認可外保育施設及び必要があると認めるときはその事務所に立ち入り、当該認可外保育施設の設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行う。この場合において、区長は、必要に応じて、保育従事者、事務職員、利用児童の保護者等から事情を聴取する。

２　立入調査の指導監督班は、職員２名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加える。

３　立入調査を行う職員（以下「調査員」という。）は、法第 59 条第１項に規定する身分を証明する証票を携帯しなければならない。

４　立入調査に際しては、必要に応じて関係機関の立会いを求める。

５　立入調査においては、必要と認められる助言及び指導等を口頭により行う。

６　調査員は、立入調査の結果について、別表２に定める評価基準に基づき、評価を行う。

７　第１項の規定による立入調査のほか、区長は、必要があると認めるときは、随時に認可外保育施設及びその事務所に対し、特別に立入調査（以下「特別立入調査」という。）を行う。

８　第３項から第６項までの規定は、前項の規定による特別立入調査について準用する。

（改善指導）

第９条 区長は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設に対して、改善すべき事項を文書により指導し、おおむね１か月以内の回答期限を付して、改善状況報告及び改善計画の提出を求める。

（改善勧告）

第 10 条 区長は、指導監督基準に適合せず、改善指導を行ったにもかかわらず、改善がされない場合又は改善の見通しがない場合は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、改善を勧告する。ただし、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる施設については、移転に要する相当の猶予期間を付して、移転を勧告することができる。

２ 前項の規定による改善勧告は、文書により通知するものとし、おおむね１か月以内の回答期限を付して、認可外保育施設から文書で報告を求める。

３ 区長は、児童の福祉を確保するため緊急の必要がある次の場合は、文書による改善指導を行うことなく改善勧告を行う。

⑴ 著しく不適正な保育内容又は保育環境である場合。

⑵ 著しく利用児童の安全性に問題がある場合。

⑶ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合。

４ 区長は、第１項又は第３項に規定する改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、特別立入調査を行うまた、回答期限が経過しても報告がない場合についても、特別立入調査を行う。

５ 区長は、改善勧告に対して改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該認可外保育施設の利用者に対する周知を行い、公表することができる。

（事業の停止又は施設の閉鎖命令）

第 11 条 区長は、認可外保育施設の設置者又は管理者が前条の勧告に従わない場合には、法第 59 条第５項の規定により葛飾区児童福祉審議会条例（令和 5 年 10 月 1 日葛飾区条例第 33 号）第１条に規定する葛飾区児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）の意見を聴き、保育事業の停止又は認可外保育施設の閉鎖を命ずることができる。

２ 区長は、前項の規定により保育事業の停止又は認可外保育施設の閉鎖を命ずる場合には、当該認可外保育施設の設置者又は管理者に対し弁明の機会を与える。この場合において区長は、あらかじめ書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知する。

３ 区長は、児童の福祉を確保するため、緊急の必要があるときは、改善指導、改善勧告、弁明の機会の付与及び児童福祉審議会からの意見聴取の手続を経ずに事業の停止又は施設の閉鎖を命じることができる。

４ 区長は、事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表する。

（その他の指導）

第 12 条 前３条に規定するもののほか、区長は、認可外保育施設の保育内容等について助言を与え、又はこれらの施設に勤務する職員の研修を行う等児童の福祉の向上のため必要な指導を行う。

（記録等の整備）

第 13 条 区長は、認可外保育施設について施設ごとにその実態、指導監督の内容等必要な記録等を整備する。

（情報の提供）

第 14 条 区長は、認可外保育施設に関する施設の基本情報及び立入調査の結果等について、児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、東京都及び区民に情報提供を行う。

（長期滞在児についての措置）

第 15 条 区長は、第７条第２項第２号の規定による報告を受けた場合には、必要に応じて児童相談所等による他施設への入所等の措置を講ずる。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和５年 10 月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和８年 11 月 6 日から施行する。